

# KNC NETWORK NEWS

2018年5月19日 発行

経営一言: 新たな計画の実行には社員が目標を共有することが欠かせません。

(TDK社長 石黒 成直氏)

ー 所長コメント: りっぱな経営計画を作成しても、自分一人では何も出来ません。それを実行するには社員の力が必要です。力を結集するには、共通の目標を持たなければなりません。ー



(有)北野財經システム  
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

**気になる記事:** iPS、本格利用へ前進。阪大、年度内に心臓病治療。

日本の再生医療であるiPS細胞の治療が新たな段階に入った。重い心臓病の治療を目指す大阪大学の臨床研究が2018年度中に始まる。京都大学の山中伸弥教授らがiPS細胞の開発に成功してから10年が過ぎ、既存の医療では克服できない難病治療という領域に踏み出す。心臓では世界初となる。国内ではiPS細胞を使った再生医療の研究が進み、世界に先駆けて様々な病気を対象に治療計画が相次いでいる。

## 「生計を一にする」とは 《税務》

税法の条文や関連する通達を開くと、至るところで「生計を一にする」という言葉に出くわします。控除の対象となる配偶者、扶養親族、寡婦、寡夫の定義に関する規定、雑損控除、医療費控除、配偶者控除、地震保険料控除などで多く見掛けるでしょう。その言葉からは、「同じ屋根の下で生活を共にする人」をイメージしますが、実は「生計を一」は、意外と幅広い範囲を指しています。単純に誰かが誰かを扶養するというのではなく、必ずしも同居していることを要件としていません。

あらためて整理しますと、所得税法の「生計を一」には、勤務、修学、療養などの都合で、他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学などで、その余暇にはその親族のもとで起居を共にすることが常例となっているときや、これらの親族間で常に生活費や学資金、療養などの送金が行われているときには「生計を一」と認められます。

逆に、親族が同一の家屋に起居していても、明らかに互いに独立した生活を営んでいれば「生計を一」とはいえません。「生計を一」というからには、生活の資を共にしていることが必要です。

## 立替払いの請求に手数料を上乗せした場合の消費税は 《税務》

乗車券の立替分に手数料を上乗せして請求すると、全額が課税売上として消費税の課税対象となります。

課税売上だと納税額が変わる事業者は2つある消費税の課税方式のうち「簡易課税」を選んでいる事業者です。簡易課税事業者は「受け取った消費税」(課税売上)に、業種ごとに決められた一定率を掛けた額を「支払った消費税」(課税仕入れ)とみなして納税額を計算する方式であるため、課税売上が増えると納税額は高くなります。

一方、課税方式が「原則課税」の事業者は、課税売上から課税仕入れを差し引いて税額を計算するため、「鉄道会社に支払った消費税」と「取引先から受け取った消費税」で相殺して納税額はゼロで済みます。取引先の依頼を受けて乗車券の立替払いをただけなら、「立替金精算」として消費税の課税対象外にできません。

## 仕事の準備が決め手 《経営》

見る機会が減っているが、大工は仕事の合間にカンナの刃やノコギリの目などを小まめに調整しています。また、理容店に行くときと軽快な音を立てながら皮で剃刀を研いでいました。その澄んだ音を聞いていると、安心して任せられる気分になったものです。

ところで、仕事の中身は、大きく分けて2種類あります。例えば、レストランであれば、お客の注文を受けて調理した食事を出す事が中心の仕事です。もう一つは、前もって準備する食材の仕入れや食器の手入れ、店内外の清掃、食事後の片づけ等です。全ての仕事には、多かれ少なかれ仕事の準備があります。そして、仕事の準備が大切です。

例えば、飲食店で食事を終えて、料理の味や盛り付け等に満足しても、食器類や制服のセンス、店内の清潔度や店員の言葉遣い等に不満を持つ事もあります。どんな旨い料理を提供しても、お客は総合的に評価します。さらに、店舗の開店時間と閉店時間の意義を勘違いしている人がいます(店員だけでなく、店主も同様)。仕事は、開店時間に始まり閉店時間で終了すると思っている場合があります。仕事の準備は、開店前と閉店後こそ大事な時間です。この時間を本来の労働時間ではないと勘違いして、店内外の清掃や陳列直し等を疎かにしてはなりません。仕事の準備が仕事の成果を左右します。

## 役員任期後の手続き 《経営》

管轄法務局での役員登記は、新任の役員がいるときだけでなく、人気を迎えた役員が再任(重任)する時も行わなければなりません。株主総会での専任決議を経て「重任登記手続き」をします。もし登記しないと、最大で100万円の制裁金の対象となることがあります。制裁金の額は冬期限からどれだけ過ぎているかによって裁判所が決めます。

重任登記をしていない会社は、過去に遡って重任登記をやり直す必要があります。例えば取締役の任期が2年、会社の決算が5月、定時株主総会を毎事業年度から末日3カ月以内に召集する会社であれば、2年ごとの8月末までに開催した定時株主総会の議事録を重任登記手続きの申請書類に添付します。

上場会社以外の株式会社の役員任期は、最長10年までの範囲で自由に決めることができます。なお、会社法の施行(平成18年5月)以前は、株式会社の取締役なら2年、監査役奈良4年が役員任期でした。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または [kaikei@kncc.co.jp](mailto:kaikei@kncc.co.jp)

までお寄せください。